



# 安城市議会議員 石川つばさ通信 号外 市政レポート

## ヘイト封じ込め対策急げ

安城市は、2014年6月議会においてヘイトスピーチについて見解を示しました。「ヘイトスピーチは単なる不快な表現というだけではなく、人間としての尊厳を否定するものであり、差別や暴力を社会に蔓延させることにつながりかねない行為であると考えます。本市としましては、このような差別や暴力を助長する危険な行為は到底容認できるものではないと考えています。」としたうえで、公共施設利用については、「施設利用申請の際、ヘイトスピーチを目的とし、ほかの市民に影響を与えることにつながる行為のための利用であることがわかれば、許可することはできないと考えております。」との認識を示しました。ただし、施設の利用において不当な差別的取り扱いがあってはならないことを理由に、施設の利用制限は申請した人物・団体ではなく、内容(公序良俗に反するものでないか など)で判断するとしています。こうした慎重な対応は理解でき、実際に多くの自治体が同様の対応をとってきたものと思われま

ただ、ヘイトを許さない機運が高まる中で、こうした自治体の対応を逆手に取るケースも耳にします。会場の利用申請書に記す「利用目的」は常識的な内容にするものの、ふたを開けてみるとヘイト演説会であったというケースは、従来の姿勢では対策が困難です。こうした事を踏まえ、近年ではより踏み込んだ対応をとる自治体も出てきました。京都府亀岡市、福知山市、綾部市、舞鶴市などでは昨年、ヘイトに関するガイドラインを策定し、『『不当な差別的言動』が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合』には施設使用を許可しない(又は許可を取り消す)としています。安城市においても同様の規定を設ける必要があるのではないのでしょうか。加えて、そうした規定が未整備の間にあっても、ヘイトスピーチ解消法の趣旨に則り、各施設の設置根拠条例の規定を用いて対処するなどの現実的対応をとることが求められます。

### ヘイトスピーチって？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。例えば、

- (1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの  
(「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)
- (2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの  
(「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など)
- (3) 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの  
(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

(法務省 HP より)